

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十号

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する

規則の一部を改正する規則

附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和

三十一年佐賀県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

佐賀県メデイカルコントロール  
協議会委員及び臨時委員

九、五〇〇円

行政職六級

を

佐賀県メデイカルコントロール  
協議会委員及び臨時委員  
佐賀県障害児通所給付費等不服  
審査会委員

九、五〇〇円

行政職六級

に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。